

令和2年度 福島県育休任期付職員 採用候補者登録試験 受験案内



令和2年5月
福島県

- ◆ 福島県庁及び県の出先機関（知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）、警察本部等の各機関（県外事務所を含む））において、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員（育休任期付職員）を募集します。

- この登録試験の合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、10か月以上の育児休業を取得する職員があった場合に採用されます。
- 勤務する県の機関は、育児休業を取得する職員が勤務している機関です。（具体的な勤務所については、合格者に個別に連絡します。採用にあたっては、合格者の意向を踏まえ決定します。）
- 候補者名簿の有効期間は名簿登録の日（令和2年8月31日）から3年間です。
- 採用は、合格発表日以降から随時開始されますが、職員の育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- 任期はおおむね10か月以上3年未満で、各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されます。

- ◆ **受付期間 令和2年5月22日（金）～令和2年6月18日（木） 必着**

1. 区分試験（職種）、登録予定人員及び職務内容等の一例

| 区分試験 (職種) | 登録予定 人員 | 職務内容等の一例 |
|--------------|------------|---|
| 一般事務A | 42名程度 | 知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の本庁又は出先機関において、一般行政の事務に従事します。 |
| 一般事務B ※ | 8名程度 | 知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の <u>浜通り地域</u> に所在する出先機関において、一般行政の事務に従事します。 |
| 保育士 | 2名程度 | 障害児入所施設等における児童支援業務に従事します。 |
| 栄養士 | 1名程度 | 保健福祉事務所における食育事業に従事します。 |
| 福祉 | 1名程度 | 児童相談所における相談、調査、指導、措置等の業務に従事します。 |

※ 一般事務Bは勤務地を「浜通り地域」に限定して募集します。

（浜通り地域…いわき市、相馬市、南相馬市並びに双葉郡及び相馬郡の町村）

※ 上記のうち、複数の区分試験を併願することはできません。

2. 受験資格

各職種における受験資格は下記のとおりとなります。

なお、全ての職種において年齢要件はありません。

| 区分試験 (職種) | 受 験 資 格 |
|----------------|---|
| 一般事務A 一般事務B | 資格要件はありません。 |
| 保 育 士 | 保育士登録されている者 |
| 栄 養 士 | 栄養士の免許を有する者 |
| 福 社 | 次の(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1) 大学において、 心理学、教育学若しくは社会学 を専修する学科又はこれらに相当する課程(注1)を修めて卒業した者(大学院においては、同内容を専攻する研究科) (2) 都道府県知事が指定する 児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設(注2) を卒業した者 (3) 都道府県知事が指定する 講習会の課程 を修了した者 (4) 上記(1)～(3)と同等の資格があると認める者 ア 「児童福祉司」任用資格の取得者等 イ 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者 |

(注1) 「これらに相当する課程」とは、「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の受検資格が取得可能な課程等が該当します。

(注2) 「都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科(旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導科を含む)、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部(旧国立武蔵野学院附属救護事業職員養成所養成部を含む)、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を指します。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日時、試験場及び合格者発表

| 区分 | 日 時 | 試 験 場 | 合格者発表日 |
|------|--|---|----------------------|
| 1次試験 | 令和2年6月30日(火) 9:30～12:00 (受付は9:00～9:30) | ◆福島会場(注1) 福島県庁(本庁舎5階正庁) (住所:福島市杉妻町2-16) 又は 福島県自治会館(3階大会議室) (住所:福島市中町8-2) | 令和2年7月16日(木) (注2) |
| | | ◆南相馬会場(注1) 福島県南相馬合同庁舎4階会議室 (住所:南相馬市原町区錦町一丁目30) | |
| 2次試験 | 令和2年7月28日(火) 令和2年7月29日(水) ※詳細は、第1次試験合格者に別途通知します。 | 福島県庁 | 令和2年8月31日(月) (注2) |

(注1) 1次試験の会場は、福島会場又は南相馬会場のうち、申込書類にて自ら希望する会場で受験となります。具体的な試験会場については、受験票返送時にお知らせします。

(注2) 合格者発表は、福島県庁前掲示場、郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬、いわきの各合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。
また、福島県人事課のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>
なお、不合格者に対しては通知しません。

4. 試験種目及び内容

| 区分 | 区分試験 (職種) | 試験種目 | 試 験 内 容 |
|------|----------------------------------|--------------------------|--|
| 一次試験 | 一般事務A 一般事務B 保 育 士 栄 養 士 | 教養試験 (多肢選択式) (50題) | 職員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験(高校卒程度) (出題分野は、7ページをご覧ください。) |
| | 福 社 | 専門試験 (記述式) | 職員として必要な専門的知識、技術及び能力についての筆記試験(大学卒程度) (出題分野は、7ページをご覧ください。) |
| 二次試験 | 全 職 種 | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性についての検査 |
| | | 口述試験 | 人物についての個別面接による試験 |

5. 試験種目ごとの配点及び満点

| 試験種目 | 教養・専門試験 | 口述試験 | 適性検査 | 満 点 |
|------|---------|------|------|-----|
| 配 点 | 100 | 90 | 適否 | 190 |

※採点方法

1次試験の教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、平均点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布します。

＜標準点の算出方法＞

$$\text{標準点} = 15 \times \frac{A - B}{C} + 50$$

A：ある受験者の教養試験又は専門試験の粗点
B：教養試験又は専門試験の平均点
C：教養試験又は専門試験の標準偏差

6. 合格基準及び合格者の決定方法について

(1) 合格基準について

| 試験種目 | 合格基準 |
|------|---|
| 適性検査 | 一定の基準に達していること。 |
| 口述試験 | 3名の評定者が「適」「否」のいずれかで評定し、「否」の評定をした評定者が2名以上いないこと。（「否」の評定をした評定者が1名の場合は、全体の評定結果を踏まえ総合的に評定を行う。） |

(2) 合格者の決定方法について

最終合格者は、第1次試験と第2次試験の得点を合計したうえで、登録予定者数を勘案して決定されます。

ただし、合格基準に達しない試験種目が一つでも存在する場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

適正検査については、適か否の判定となり、得点化の対象とはなりません。適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

7. 受験手続

(1) 受験申込みの方法

| 区分試験（職種） | 提出書類 |
|---|--|
| 全職種共通 | ① 受験票（指定様式） ※郵便はがき裏面に貼付したもの ② 履歴書（指定様式） ③ 面接カード（指定様式） |
| ※ 以下の職種については、上記①、②、③のほかに以下の書類をそれぞれ添付してください。 | |
| 保育士 栄養士 | 免許・登録証の写し |
| 福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ■受験資格(1)、(2)の該当者 受験資格を満たすことを証明する書類（学校卒業証明書（これらに類する課程の場合は成績証明書）（厳封）） ■受験資格(3)、(4)-アの該当者 受験資格を満たすことを証明する書類（講習会の課程修了証の写し又は登録証等の写し） ■受験資格(4)-イの該当者 児童福祉事業の従事期間が必要な場合は従事証明書（指定様式） |

- 受験票、履歴書、面接カードは、必ず指定した様式（当案内に掲載）を使用してください。
- 受験票は、9ページにある注意事項をよく読んで作成してください。なお、受験申込みを受理し次第、順次返送しますが、1次試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、福島県総務部人事課までご連絡ください。
- 履歴書には必ず、裏面に氏名を記載した顔写真を貼り、黒インクのペン又はボールペンで記入してください。
- 合格者への通知は、履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します。
- 履歴書、面接カード、従事証明書提出後に、内容の変更が発生した場合には、速やかに福島県総務部人事課へ連絡し、指示に従ってください。

提出方法及び提出先

持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

- 持参する場合
福島県人事課（福島県庁本庁舎2階）に直接提出してください。
- 郵便による場合
封筒の表に朱書きで「育休任期付申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。
（送付先）〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県人事課
なお、簡易書留によらない方法で事故が発生した場合の責任は負いません。

受付期間及び受付時間

令和2年5月22日（金）から令和2年6月18日（木）まで

- ・郵便による場合は、令和2年6月18日（木）までに必着とします。
- ・受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。
- ・受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

（2） 受験の際の注意事項

| | |
|------------|--|
| 試験当日持参するもの | <ul style="list-style-type: none"> ① 受験票（受付が完了し、返送された受験票の所定の欄に、最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向、縦40mm×横30mm）を張ってください） ② 鉛筆又はシャープペンシル（HBに限る。） ③ プラスチック消しゴム |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験当日会場に到着したら、受付係員に受験票を提示してください。 ○ 遅刻は原則として認めません。 ○ 申込み後の区分試験（職種）の変更は認めません。 ○ 試験会場へは公共交通機関をご利用ください。 |

8. 給与及び勤務時間等

育休任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

- (1) 令和2年4月1日現在の給料月額、次表のとおりです。なお、学歴が次表よりも上位であったり、職歴がある場合には、その内容によって次表の月額よりも高い額に決定されます。

| 区分試験 | 給料月額 | 給料決定上の学歴 |
|------------------|----------------------|----------|
| ・福祉 | 193,100円 | 大学卒 |
| ・保育士 ・栄養士 | 172,700円 179,200円 | 短大卒 |
| ・一般事務A ・一般事務B | 158,400円 | 高校卒 |

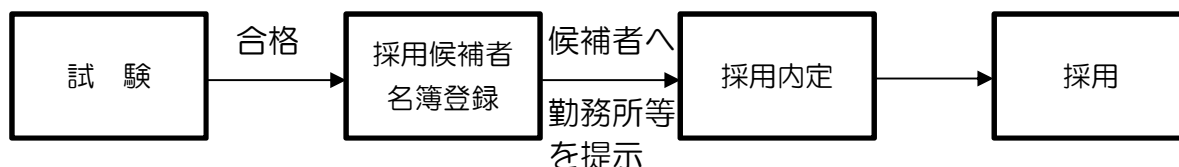
- (2) 任期の定めのない職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務（残業）手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

9. 合格から採用まで（任用期間等について）

- (1) この試験の最終合格者は、令和2年8月31日付けで「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、令和2年8月31日以降で育児休業を取得する職員があった場合に採用されます。

したがって、必ずしも令和2年8月31日以降採用されるとは限らず、職員の育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。

- (2) 候補者名簿の有効期間は令和2年8月31日から令和5年8月30日まで（3年間）です。
- (3) 任命権者が、採用候補者の中から順次採用者を決定します。
- (4) 育休任期付職員の任期は、おおむね10か月以上3年未満で、各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間に変更があった場合は、任期が更新され、又は短縮される場合があります。また、候補者名簿の有効期間内であれば、一度任用された場合でも、再度任用されることがあります。



10. 試験結果の開示

この試験の結果の開示については、福島県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいで下さい。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|---------------|---------------------------------|------------------|--|
| 第1次試験 | 第1次試験 不合格者 | 第1次試験の得点及び順位 | 合格者発表日から 1か月間 | 福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎1階) 福島県県政情報センター |
| 第2次試験 | 第2次試験 受験者 | 第1次試験の得点、第2次試験の得点及び適否、総合得点、総合順位 | | |

《職種別出題分野（予定）》

| 教養試験（高校卒程度） | 専門試験（大学卒程度） |
|--|--|
| 一般事務A、一般事務B、保育士、栄養士 | 福 祉 |
| 社会科学 人文科学 自然科学 文章理解 判断推理 数的推理及び資料解釈 | 心理学 社会学 教育学 社会福祉学 児童福祉論 社会福祉援助技術 ※上記の分野から問題を抽出して出題します。 |

11. その他

- (1) この受験案内及び提出用紙は福島県人事課のホームページ
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>) から入手できます。
- (2) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に
福島県人事課（TEL：(024)521-7033）までご連絡ください。

令和2年育任受験票

| | | | |
|------------------------------------|--|--|--|
| ※受験番号 | | | |
| 1 試験の種類 福島県育休任期付職員 採用候補者登録試験 | | 2 職種 希望する職種(一つのみ)の口を黒く塗りつぶしてください。 <input type="checkbox"/> 一般事務A <input type="checkbox"/> 一般事務B <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 福祉 | |
| 3 (ふりがな) 氏名 | | 4 性別 男・女 | |

△キリトリ▽

△キリトリ▽

※「受験番号」欄は記入しないでください。

- ◇ 1次試験 [本受験票返送時に、“○”をつけて試験会場をお知らせします。]
“○”のついた会場で受験してください。

日付 令和2年6月30日(火) 受付 9:00~9:30

| 試験会場 | | 住所 |
|-------|-----------------------|--------------------|
| 福島会場 | 福島県庁(本庁舎5階正庁) | 福島市杉妻町2-16 |
| | 福島県自治会館(3階大会議室) | 福島市中町8-2 |
| 南相馬会場 | 福島県南相馬合同庁舎 (4階会議室) | 南相馬市原町区錦 町一丁目30 |

- ◇ 2次試験 (詳細については、1次試験合格者に別途通知します。)

日付 令和2年7月28日(火)、29日(水)

試験会場 福島県庁

※試験当日の試験会場への自家用車の乗入れは禁止します。

| |
|---|
| ※ |
|---|

| |
|---|
| (写真貼付欄) 申込の時には、写真を貼らないでください。 受験票が返送されましたら、最近3か月以内に撮影した本人の写真(縦4cm×横3cm)をここに貼ってください。 |
|---|

○注意事項

1. 上記受験票の太線の枠内の2~4に黒インクのペン又はボールペンで必要事項を記載してください。
2. 点線に沿って切り取り、郵便はがきの裏面に、はがれないように貼り付けてください。また、はがき表面に、受験者本人の住所及び氏名を記載のうえ、ほかの提出書類に同封して送付してください。

※ はがきの郵送料は**63円**となります。料金不足とならないようご注意ください。
3. 受付が完了しましたら、本受験票を返送しますので、写真を貼付のうえ、1次試験当日に受験会場へお持ちください。

なお、1次試験会場につきましては、本受験票の返送時に、該当する会場を“○”で明示する方法によりお知らせします。

また、1次試験日の1週間前までに受験票が届かない場合には、福島県総務部人事課(電話:024-521-7033)までご連絡ください。

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受験番号 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|

4 趣味

5 最近関心を持ったこと

6 希望勤務地及びその理由

第1希望（ ） 第2希望（ ） 第3希望（ ）

※ 上記カッコ内に次の数字を記入すること。
 ※ 一般事務Bを受験する場合は、⑥と⑦のみ記入すること。

① 県北地域 ② 県中地域 ③ 県南地域 ④ 会津地域
 ⑤ 南会津地域 ⑥ 相双地域 ⑦ いわき地域 ⑧ どこでも可

上記の理由

[区分試験:福祉 受験者用(受験資格(4)ーイに該当する者のみ提出)]

従 事 証 明 書

| | | |
|-------------|---------------|--|
| 従 事 し た 業 務 | 児 童 福 祉 事 業 | |
| 従事した場所(施設名) | | |
| 従事した者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 従 事 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

令 和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

(証明者) 住 所

(団体名等)

職・氏名

印